# 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例について

## 目的

東京2020大会を見据え、都民及び事業者が障害者への理解を深め、障害者差別を解消するための取組を進めることで、障害の 有無によって分け隔てられることのない、共生社会・ダイバーシティの実現を目指す。

## 条例の概要

◆ 平成30年10月施行

## 1 事業者による「合理的配慮の提供」を義務化

•事業者に対して「合理的配慮の提供」を義務付ける。 (※法は努力義務)

## 2 情報保障の推進・言語としての手話の普及

情報保障を推進するとともに、手話は言語であるとの認識 に基づき、手話の普及に努める。

## 3 専門相談体制の整備

•専門相談機関(広域支援相談員)を設け、障害者・事業者 双方から相談を受け付ける。

#### 4 紛争解決の仕組みの整備

- ・紛争事案を解決するため、第三者機関(調整委員会)に よるあっせんの手続きを設ける。
- ・悪質な場合、知事は「勧告」、「公表」を行う。 (※ 法は「勧告」まで)

※建物・設備のバリアフリー化等、ハード面の整備は、差別解消法において「環境の整備」として努力義務となっている。(条例では規定していない。)

## 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例の枠組みの概要

#### 1章 総則

- 1 目的
- ○「障害を理由とする差別の解消」、「共生社会の実現」
- 2 定義
- ○「障害」、「障害者」、「社会的障壁」、「共生社会」、「障害の社会モデル」 5 都民及び事業者の責務
- 3 基本理念
- ○「障害者の人権」、「社会参加の促進」、「情報保障の推進」、 「障害及び障害者への理解」、「女性等への複合差別への配慮」
- 4 都の青務
  - 差別を解消するための必要な体制を整備する
  - 都民及び事業者に対する障害、障害者、障害の社会モデルに関する 啓発を行う
- 障害、障害者及び障害の社会モデルに対する理解・関心を深め、 都が実施する施策に協力するよう努める
- 6 区市町村との連携
- 体制整備や啓発活動における連携及び必要な支援に努める

#### 2章 差別に関する相談及び紛争解決のための体制

- 7 障害を理由とする差別の禁止
- 都及び事業者の「不当な差別的取り扱い」を禁止 (※法と同様)
- o 都及び<u>事業者の「合理的配慮の提供」を義務化</u> (※事業者について上乗せ)
- 8 障害を理由とする差別に関する相談体制
- 広域支援相談員を設置
- 広域支援相談員は知識経験を有する者とし、以下の職務を行う。
  - (1) 区市町村支援(助言、調査、情報提供、関係者間の調整等)
  - (2) 障害者・家族・関係者・事業者からの相談対応(同上)
- 9 障害を理由とする差別に関する紛争解決のための体制
- 調整委員会を設置
  - ・あっせん等の権限行使にあたり、公平性や中立性を確保する
- あっせん
  - ・本人、家族、その他関係者から、あっせんの求めを受け付ける ・知事は、相談で解決できない場合等は調整委員会にあっせんを求める
  - あっせんを行い、解決もしくは解決の見込みがない場合は終了とする
- 勧告
- ・知事は、正当な理由なくあっせん案を受諾しない場合等において勧告できる
- 公表
  - ・知事は、事業者に意見陳述の機会等を設けた上で、正当な理由なく勧告に 従わない場合等において、その旨を公表できる

### 3章 共生社会実現のための基本的施策

- 10 情報保障の推進
- 手話、筆談、点字、拡大文字など障害者が分かりやすく利用し やすい方法による情報提供が普及するよう必要な施策に努める
- 11 言語としての手話の普及
- 都民及び事業者において言語としての手話の認識を広げ、手話 の利用が普及するよう、必要な施策に努める
- 12 教育の推進
- 障害、障害者、障害の社会モデルについて正しい知識を持つた めの教育が行われるよう努める
- 13 交流の推進
- 都民が障害者と交流することを推進し、相互理解促進に努める
- 14 事業者による取組支援
- 事業者による自主的取組促進のため、情報提供、技術的助言、 先進事例の公表、障害者との連携促進等に努める

## その他(雑則、附則)

- ・規則への委任(調整委員会の詳細) 罰則(秘密保持)
- ・条例の見直し(必要に応じて) ・施行日(平成30年10月)



